

古文書で探る庶民のくらし

切支丹宗旨改め

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

江戸幕府は、伴天連追放令を布告して、キリスト教を禁教とし、切支丹(信者)を弾圧した。全国に切支丹宗門改めを命じ、寺請制を実施したのである。

福岡藩の宗旨(宗門)改めの開始時期は明確ではないが、1671(寛文11)年頃には宗旨改帳が作製されたと思われる。

松原村の庄屋文書である『吉田文書』収載の「松原村宗旨御改帳」を紹介する。宗旨改帳は、宗派別



▲『吉田文書』収載の宗旨改帳

に作製されていた。写真は浄土宗の簿冊の表紙である。最初に次のように記されている。

嘉永六年三月、野坂利右衛門殿・吉田専右衛門殿、御奉行として切支丹宗門御改め成さるに付き、村中の僧俗、男女、産子に至るまで残らず帳面に書き載せ、面々の宗旨並びに歳、名を書き付け、旦那寺の証拠、判形致させ、上申帳の事

次のページから安楽院、三福寺の順で、旦那(檀家)が家族単位で記載され、名前、年齢、性別、続柄などが記されている。続けて、

右組合人数百九拾壹人の内、男百人、女九拾壹人
右拙僧共の旦那に紛れ無く御座候、帳

面の内、切支丹宗旨と申す者これ有るに於いては、何時も拙僧共申し分け仕るべく候、それに依り、此の帳面の人別・旦那の頭書に印判押し上げ申し候、後日の為件の如し

遠賀郡吉木村
浄土宗鎮西 安楽院
嘉永六年三月

同郡同村 三福寺
浄土宗鎮西
野坂利右衛門殿
吉田専右衛門殿
合人数百九拾壹人内、男百人、女九拾壹人

内
男七拾八人 拾壹歳以上誓紙判形仕る分
女七拾四人居り 右同断
男子式拾式人 拾歳以下誓紙判形御放免分
女子拾七人居り 右同断
以上

とある。さらに、改帳3冊の合計人数が前記同様に記されている。松原村の人口は、男性134人、女性121人、合計255人だったのである。そして最後に、

右組合中の面々、家内に居り申す親類、縁者、牢人、名子、荒仕子に至る迄、男女共残らず此の帳面に当村中の人数相改め、誓紙判形を御見届け成され候、それに就いては、此の帳面の人別は旦那寺より印判押し上げ申され候、此の帳面の人数の外、隠し置き申さず候、自然帳面の外に隠し置き申さず者御座候はば、庄屋並びに組合の者、曲事仰せ付けらるべく候、後日のため奥書件の如し

松原村庄屋 貞次
嘉永六年三月 同村組頭 彦七
同 次三郎
同 甚作
野坂利右衛門殿
吉田専右衛門殿

と記しているのである。文中の牢人は浪人で、名子は小作人や従属的な奉公人を指す。荒仕子は農家雇用の日雇い・季節労働者で、曲事は罰することである。この宗旨改帳を見れば、切支丹対策が個人、家族、五人組、村、寺院の重層的で地域ぐるみの連帯責任で成立する制度だったことがわかるのである。